令和3年塩尻市議会12月定例会 予算決算常任委員会会議録

〇日 時 令和3年11月25日(木) 午前11時10分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第7号 令和3年度塩尻市一般会計補正予算(第9号)

○出席委員

長	中村	努	君	副委員長	篠原	敏宏	君
員	牧野	直樹	君	委員	樋口	千代子	君
員	赤羽	誠治	君	委員	平間	正治	君
員	小澤	彰一	君	委員	中野	重則	君
員	横沢	英一	君	委員	西條	富雄	君
員	青柳	充茂	君	委員	金子	勝寿	君
員	山口	恵子	君	委員	古畑	秀夫	君
員	丸山	寿子	君	委員	柴田	博	君
員	永田	公由	君				

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

 事務局長
 小松
 秀典
 君
 事務局次長
 小澤
 秀美
 君

 事務局係長
 酒井
 千鶴子
 君
 事務局主事
 小林
 貴裕
 君

午前11時06分 開会

○**委員長** ただいまから 12 月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 委員会をお開きいただきましてありがとうございます。議案第7号令和3年度塩尻市一般会計補正予算(第9号)につきまして御審査をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。それでは、日程等について、副委員長から説明いたします。

○副委員長 本日は各議案の審査を行います。なお、入室は議案関係課を基本といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いいたします。また、発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。

議案第7号 令和3年度塩尻市一般会計補正予算(第9号)

○**委員長** それでは、議案第7号令和3年度塩尻市一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。まず、補 正予算総額について説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案第7号令和3年度塩尻市一般会計補正予算(第9号)について御説明を申し上げます。別冊予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億166万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ325億4,668万7,000円とするものです。

それでは、内容につきましては歳出から御説明を申し上げますので、9、10 ページをお開きください。以降、 担当の課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○福祉課長 それでは、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、説明欄の白丸、福祉灯油臨時助成事業ですが、事業の概要については資料を御覧いただきたいと思います。

まず、事業の目的は、原油が高騰していることに伴い、厳冬期における灯油等の燃料費の負担軽減を図るため、 灯油等の購入費を助成するものであります。

次に、3の対象者ですが、令和3年11月1日現在、市内に住所があり、令和3年度において次の表のAからEの分類別の各制度の対象世帯であり、今年度、市民税非課税世帯であり、在宅者であることを条件としております。分野別では、Aの生活保護を事務所管する福祉課のリストから約270世帯、Bのひとり親世帯では児童扶養手当を所管する家庭支援課のリストから約300世帯、Cの重度心身障がい者関係を所管する福祉課から特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者福祉年金を受給しているリストから約600世帯、Dの要介護認定事務を所管する長寿課の介護保険の介護度が要介護3から5の認定者で、家庭介護者慰労金、家庭介護用品券が支給されているリストから約330世帯、Eの75歳以上のみで構成されている世帯で、介護保険料を所管している長寿課の介護保険算定段階が第1から第3段階までのリストから約2,500世帯を対象としており、合計では4,000世帯が対象となります。なお、今回の助成事業は各課と連携し、各制度の対象者に給付していきたいと考えております。

次に、4の助成額ですが、1世帯につき1万円。ただし、生活保護受給世帯は8,000円を。このことは、国の通知に基づいての福祉の増進目的に支給される給付金については、8,000円の範囲内につき収入認定としないためであります。

5の支給方法ですが、対象者宛てに申請書を送付して、指定する期日までに返送いただき、申請内容を確認後、 随時支払いをしていく予定にしております。

6の申請提出期限を1月14日とし、スピード感を持って助成していきたいと考えております。

7の補正予算案ですが、事業費 4,000 万円、事務費として、事務支援業務委託料を含む事務経費を 166 万 1,000 円、合計で 4,166 万 1,000 円としております。

8のスケジュールですが、今後、対象者のリストの作成を行い、12月3日頃までに対象者へ申請書の送付、受付を行い、12月14日までの受付分を第1段として12月23日には支給する予定としております。その後、随時支払いをしていく予定としております。

次の2項児童福祉費1目児童福祉総務費、説明欄の白丸、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業は、国の予備費を受けて給付事業を行うものであります。事業の概要について、資料を御覧ください。

子ども給付金の趣旨ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯の生活を支援する取組として、臨時特別一時金を支給するもので、所得制限内の世帯、ゼロ歳から 18 歳までの子どもがいる世帯に給付するものであります。

2の対象者ですが、ゼロ歳から 18 歳までの子どもの人数は約1万1,000人としております。内訳につきましては下の図になりますが、9月30日現在、児童手当の受給資格があり、今回示されている所得制限以下の世帯、青色の部分になりますが、約4,250世帯、約8,000人となり、その上の16歳から18歳までの子どもがおられる世帯約1,150世帯、2,000人、公務員関係の世帯約420世帯、720人、また、来年3月31日まで出生される新生児世帯を約280世帯、280人と見込んでおります。次に、支給額ですが、子ども1人当たり5万円を支給します。支給の開始時期ですが、児童手当の支給対象者となっている世帯におきましては、プッシュ型、これは現在市で持っている口座情報を利用して申請不要方式において年内に第1回目の支給を行い、以後、申請が必要な方に受付後、順次支払いをしていくことにしております。次に、所得制限ですが、児童手当制度の所得制限限度額を超える特例給付者は除くことになり、収入額の目安として、夫婦と子ども2人の4人世帯で主たる生計者が3人を扶養している場合、960万円が収入の目安となるものです。

3の補正予算ですが、事業費として1人5万円を1万1,000人、5億5,000万円、事務費として会計年度任用職員報酬等や事務経費、システム構築等委託料など、合計で1,000万8,000円となり、全額国の補助となっております。

4の課題として、(1)のシステムの稼働時期ですが、現在の児童手当制度に公務員、16歳から18歳の高校生等が加わることにより、対象や年齢が違うため、誤支給を防ぐため別途システム開発をし、年内に1回目の支給を目指しております。(2)の支給方法では、児童手当対象世帯にはプッシュ型(申請不要)で支給し、16歳から18歳、公務員、新生児世帯は、申請により支給する方式を考えております。

5の今後の予定ですが、システムの稼働時期により変動もあり得ますが、今後、対象者を抽出して、12月の上旬をめどに通知等を発送し、児童手当対象世帯は12月23日に支給する予定としております。説明は以上となります。

○財政課長 それでは続きまして、歳入のうち、一般財源について御説明を申し上げますので、7、8ページをお開きください。2つ目の20款繰越金の前年度繰越金4,166万1,000円の増額です。こちらにつきましては、前

年度決算剰余金のうち、今回の補正において不足する財源を賄うものとなっております。説明は以上です。

- ○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。
- ○金子勝寿委員 福祉灯油臨時助成について、財源については一般財源なのですか。国からの交付税措置について、説明があればお願いします。
- ○財政課長 灯油補助の財源につきましては、今回も特別交付税で措置をされることになっております。特別交付税で措置される額についても、過去の例では2分の1という状況でしたが、今年度については、まだそこまでの詳細な情報は入っておりません。
- ○金子勝寿委員 いいです。
- ○委員長ほかにありますか。
- ○西條富雄委員 同じ灯油の関係ですが、スケジュールの中で、第1次締切りを既に切っておりますが、そこで 4,000 世帯全部 100%ではないと思うのですけれど、最終的に 4,000 世帯全体に配る目的なのか、あるいは最終受付期限を設定するのか、その辺お聞かせください。
- ○福祉課長 先ほど、分類別にAからEの方々4,000 世帯ということで、こちらで全てリストができる予定になっておりますので、その方々には個人通知を出して、申請をしていただくように促しまして、行っていきたいと思っております。提出期限が来年の1月14日と締切りをさせていただいております。勧奨するなりの考え方も持って進めていきたいと思っております。
- ○西條富雄委員 いいです。
- ○委員長ほかにありますか。
- **○副委員長** 3点ほど。まず1点目は、この3の対象者のAからEまで要件がありますが、これがダブる世帯はないかどうか。数字からすると、これを足すと4,000になって、さっきの4,000世帯と合うわけですが、ダブっているとダブルカウントは差し引かないといけないと思うのですが、いかがと。
- 2点目としては、4の助成額、対象1世帯当たり1万円、ただし、生活保護世帯は8,000円という、生活保護世帯だけが8,000円とした理由は何か。
- 3つ目としては、これと同じような制度、他の自治体でやっているような例等があるかどうか。この3点についてお願いします。
- ○福祉課長 まず、対象者の重複があるかどうかということになりますけれども、Eの 75 歳以上世帯の介護保 険料が第1から第3段階までの方につきましては、要介護3から5のリストと若干重複があるかと思っております。あと残りの生活保護世帯、ひとり親世帯、重度心身障がい者世帯につきましては、こちらでリストの確認ができておりますので、除いた分を見込み数値としております。

それから、生活保護世帯を8,000円とした理由ですが、まず、生活保護につきましては国の通知がありまして、自治体独自の給付金について、生活保護費の収入認定除外の要件の1つとして、子育て世帯、ひとり親世帯、障がい者、高齢者等の福祉の増進を図るためであれば、8,000円の範囲内で収入認定をしないという規定がありまして、これに基づいて実施をするものです。

それから、他の自治体の状態ですけれども、福祉灯油につきましては、県内市でのアンケートがありまして、 そのときには5市でしたが、その後、灯油等の値上がりがあるということで、中信4市、松本市、安曇野市、大 町市、塩尻市におきましては、実施する方向で検討しているということで聞いております。

○副委員長 分かりました。ということは、最初の1点目ですが、先ほどの説明だと、要はダブっている分は除いた数字がここに計上されているという理解でよろしいですか。

○福祉課長 分類Eにつきましてのみ若干Dとの重複があるということで、Dの330世帯全てが重複しているという意味ではありません。

○副委員長 分かりました。

○委員長 確認をさせてください。副委員長が言ったのは、例えば 75 歳以上のみで構成されている在宅者のいる世帯で生活保護を受けているという方もいると思うのですが、それは別々にカウントしているのですかという質問です。

○福祉課長 失礼しました。75歳以上のみで構成されている在宅者のいる世帯の中で生活保護世帯がおられる場合は、もう除いております。Aのほうにカウントをしているというようになっております。

○委員長 分かりました。ほかにありますか。

[「なし」の声あり]

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第7号令和3年度塩尻市一般会計補正予算(第9号)を採決いたします。原 案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認めます。議案第7号は原案のとおり認めることに決しました。

以上で委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

午前 11 時 26 分 閉会

令和3年11月25日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 中村 努 印